

○多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百五十五号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十六条第二項ただし書及び第三項の規定に基づき、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を次のように定める。

多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十六条第二項ただし書に規定する多雪区域を指定する基準は、次の各号のいずれかとする。

- 一 第二の規定による垂直積雪量が一メートル以上の区域
- 二 積雪の初終間日数(当該区域中の積雪部分の割合が二分の一を超える状態が継続する期間の日数をいう。)の平年値が三十日以上

第二 令第八十六条第三項に規定する垂直積雪量を定める基準は、市町村の区域(当該区域内に積雪の状況の異なる複数の区域がある場合には、それぞれの区域)について、次に掲げる式によって計算した垂直積雪量に、当該区域における局所的地形要因による影響等を考慮したものとする。ただし、当該区域又はその近傍の区域の気象観測地点における地上積雪深の観測資料に基づき統計処理を行う等の手法によって当該区域における五十年再現期待値(年超過確率が二パーセントに相当する値をいう。)を求めることができる場合には、当該手法によることができる。

$$d = \alpha \cdot ls + \beta \cdot rs + \gamma$$

(この式において、 d 、 ls 、 rs 、 α 、 β 及び γ はそれぞれ次の数値を表すものとする。)

d 垂直積雪量(単位 メートル)

α 、 β 、 γ 区域に応じて別表の当該各欄に掲げる数値

ls 区域の標準的な標高(単位 メートル)

rs 区域の標準的な海率(区域に応じて別表のRの欄に掲げる半径(単位 キロメートル)の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。))

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 昭和二十七年建設省告示第千七十四号は、廃止する。

別表

	区域	α	β	γ	R
(一)	北海道のうち 稚内市 天塩郡のうち天塩町、	〇・〇九五 七	二・八四	マイナス 〇・八〇	四〇

	幌延町及び豊富町 宗谷郡 枝幸郡のうち浜頓別町及び中頓別町 礼文郡 利尻郡				
(二)	北海道のうち 中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町 苫前郡のうち羽幌町及び初山別村 天塩郡のうち遠別町 枝幸郡のうち枝幸町及び歌登町	〇・〇一九四	マイナス 〇・五六	二・一八	二〇
(三)	北海道のうち 旭川市 夕張市 芦別市 士別市 名寄市 千歳市 富良野市 虻田郡のうち真狩村及び留寿都村 夕張郡のうち由仁町及び栗山町 上川郡のうち鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、朝日町、風連町、下川町及び新得町 空知郡のうち上富良野町、中富良野町及び南富良野町 勇払郡のうち占冠村、追分町及び穂別町 沙流郡のうち日高町及び平取町 有珠郡のうち大滝村	〇・〇〇二七	八・五一	一・二〇	二〇
(四)	北海道のうち 札幌市 小樽市 岩見沢市 留萌市 美唄市 江別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩郡 厚田郡 浜益郡 虻田郡のうち喜茂別町、京極町及び倶知安町 岩内郡のうち共和町 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡 空知郡の	〇・〇〇九五	〇・三七	一・四〇	四〇

	うち北村、栗沢町、南幌町、奈井江町及び上砂川町 夕張郡のうち長沼町 樺戸郡 雨竜郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡のうち苫前町				
(五)	北海道のうち 松前郡 上磯郡のうち知内町及び木古内町 檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡のうちニセコ町 岩内郡のうち岩内町	マイナス 〇・〇〇四 一	マイナス 一・九二	二・三四	二〇
(六)	北海道のうち 紋別市 常呂郡のうち佐呂間町 紋別郡のうち遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町	マイナス 〇・〇〇七 一	マイナス 三・四二	二・九八	四〇
(七)	北海道のうち 釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡のうち標茶町 阿寒郡 白糠郡のうち白糠町 野付郡 標津郡	〇・〇一〇 〇	マイナス 一・〇五	一・三七	二〇
(八)	北海道のうち 帯広市 河東郡のうち音更町、士幌町及び鹿追町 上川郡のうち清水町 河西郡 広尾郡 中川郡のうち幕別町、池田町及び豊頃町 十勝郡 白糠郡のうち音別町	〇・〇一〇 八	〇・九五	一・〇八	二〇
(九)	北海道のうち 函館市 室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 上磯郡のうち上磯町 亀田郡 茅部郡 山越郡 虻田郡のうち豊浦町、虻田町及	〇・〇〇〇 九	マイナス 〇・九四	一・二三	二〇

	び洞爺村 有珠郡のうち壮瞥町 白老郡 勇払郡のうち早来町、 厚真町及び鶴川町 沙流郡のう ち門別町 新冠郡 静内郡 三 石郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡				
(十)	北海道（（一）から（九）までに 掲げる区域を除く）	〇・〇〇一 九	〇・一五	〇・八〇	二〇
(十一)	青森県のうち 青森市 むつ市 東津軽郡のう ち平内町、蟹田町、今別町、蓬 田村及び平館村 上北郡のうち 横浜町 下北郡	〇・〇〇〇 五	マイナス 一・〇五	一・九七	二〇
(十二)	青森県のうち 弘前市 黒石市 五所川原市 東津軽郡のうち三厩村 西津軽 郡のうち鱒ヶ沢町、木造町、深 浦町、森田村、柏村、稲垣村及 び車力村 中津軽郡のうち岩木 町 南津軽郡のうち藤崎町、尾 上町、浪岡町、常盤村及び田舎 館村 北津軽郡	マイナス 〇・〇二八 五	一・一七	二・一九	二〇
(十三)	青森県のうち 八戸市 十和田市 三沢市 上 北郡のうち野辺地町、七戸町、 百石町、十和田湖町、六戸町、 上北町、東北町、天間林村、下 田町及び六ヶ所村 三戸郡	〇・〇一四 〇	〇・五五	〇・三三	四〇
(十四)	青森県（（十一）から（十三）ま でに掲げる区域を除く） 秋田県のうち 能代市 大館市 鹿角市 鹿角 郡 北秋田郡 山本郡のうち二 ツ井町、八森町、藤里町及び峰 浜村	〇・〇〇四 七	〇・五八	一・〇一	四〇

(十五)	<p>秋田県のうち 秋田市 本荘市 男鹿市 山本 郡のうち琴丘町、山本町及び八 竜町 南秋田郡 河辺郡のうち 雄和町 由利郡のうち仁賀保 町、金浦町、象潟町、岩城町、 由利町、西目町及び大内町</p> <p>山形県のうち 鶴岡市 酒田市 東田川郡 西 田川郡 飽海郡</p>	○・〇三〇 八	マイナス 一・八八	一・五八	二〇
(十六)	<p>岩手県のうち 和賀郡のうち湯田町及び沢内村</p> <p>秋田県（（十四）及び（十五）に 掲げる区域を除く）</p> <p>山形県のうち 新庄市 村山市 尾花沢市 西 村山郡のうち西川町、朝日町及 び大江町 北村山郡 最上郡</p>	○・〇〇五 〇	一・〇一	一・六七	四〇
(十七)	<p>岩手県のうち 宮古市 久慈市 釜石市 気仙 郡のうち三陸町 上閉伊郡のう ち大槌町 下閉伊郡のうち田老 町、山田町 田野畑村及び普代 村 九戸郡のうち種市町及び野 田村</p>	マイナス ○・〇一三 〇	五・二四	マイナス ○・七七	二〇
(十八)	<p>岩手県のうち 大船渡市 遠野市 陸前高田市 岩手郡のうち葛巻町 気仙郡の うち住田町 下閉伊郡のうち岩 泉町、新里村及び川井村 九戸 郡のうち軽米町、山形村、大野 村及び九戸村</p> <p>宮城県のうち 石巻市 気仙沼市 桃生郡のう</p>	○・〇〇三 七	一・〇四	マイナス ○・一〇	四〇

	ち河北町、雄勝町及び北上町 牡鹿郡 本吉郡				
(十九)	岩手県（（十六）から（十八）ま でに掲げる区域を除く） 宮城県のうち 古川市 加美郡 玉造郡 遠田 郡 栗原郡 登米郡 桃生郡の うち桃生町	〇・〇〇二 〇	〇・〇〇	〇・五九	〇
(二十)	宮城県（（十八）及び（十九）に 掲げる区域を除く） 福島県のうち 福島市 郡山市 いわき市 白 河市 原町市 須賀川市 相馬 市 二本松市 伊達郡 安達郡 岩瀬郡 西白河郡 東白川郡 石川郡 田村郡 双葉郡 相馬 郡 茨城県のうち 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 東茨城郡のうち御前 山村 那珂郡のうち大宮町、山 方町、美和村及び緒川村 久慈 郡 多賀郡	〇・〇〇一 九	〇・一五	〇・一七	四〇
(二十 一)	山形県のうち 山形市 米沢市 寒河江市 上 山市 長井市 天童市 東根市 南陽市 東村山郡 西村山郡の うち河北町 東置賜郡 西置賜 郡のうち白鷹町	〇・〇〇九 九	〇・〇〇	マイナス 〇・三七	〇
(二十 二)	山形県（（十五）、（十六）及び （二十一）に掲げる区域を除く） 福島県のうち 南会津郡のうち只見町 耶麻郡 のうち熱塩加納村、山都町、西	〇・〇〇二 八	マイナス 四・七七	二・五二	二〇

	会津町及び高郷村 大沼郡のうち ち三島町及び金山町 新潟県のうち 東蒲原郡のうち津川町、鹿瀬町 及び上川村				
(二十 三)	福島県（(二十)及び(二十二) に掲げる区域を除く）	〇・〇〇二 六	二三・〇	〇・三四	四〇
(二十 四)	茨城県（(二十)に掲げる区域を 除く） 栃木県 群馬県（(二十五)及び(二十六) に掲げる区域を除く） 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 岐阜県のうち 多治見市 関市 中津川市 瑞 浪市 羽島市 恵那市 美濃加 茂市 土岐市 各務原市 可児 市 羽島郡 海津郡 安八郡の うち輪之内町、安八町及び墨俣 町 加茂郡のうち坂祝町、富加 町、川辺町、七宗町及び八百津 町、可児郡 土岐郡 恵那郡の うち岩村町、山岡町、明智町、 串原村及び上矢作町	〇・〇〇〇 五	マイナス 〇・〇六	〇・二八	四〇
(二十 五)	群馬県のうち 利根郡のうち水上町 長野県のうち 大町市 飯山市 北安曇郡のう ち美麻村、白馬村及び小谷村	〇・〇〇五 二	二・九七	〇・二九	四〇

	<p>下高井郡のうち木島平村及び野沢温泉村 上水内郡のうち豊野町、信濃町、牟礼村、三水村、戸隠村、鬼無里村、小川村及び中条村 下水内郡</p> <p>岐阜県のうち</p> <p>岐阜市 大垣市 美濃市 養老郡 不破郡 安八郡のうち神戸町 揖斐郡 本巣郡 山県郡 武儀郡のうち洞戸村、板取村及び武芸川町 郡上郡 大野郡のうち清見村、荘川村及び宮村 吉城郡</p> <p>滋賀県のうち</p> <p>大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 八日市市 草津市 守山市 滋賀郡 栗太郡 野洲郡 蒲生郡のうち安土町及び竜王町 神崎郡のうち五個荘町及び能登川町 愛知郡 犬上郡 坂田郡 東浅井郡 伊香郡 高島郡</p> <p>京都府のうち</p> <p>福知山市 綾部市 北桑田郡のうち美山町 船井郡のうち和知町 天田郡のうち夜久野町 加佐郡</p> <p>兵庫県のうち</p> <p>朝来郡のうち和田山町及び山東町</p>				
(二十六)	<p>群馬県のうち</p> <p>沼田市 吾妻郡のうち中之条町、草津町、六合村及び高山村 利根郡のうち白沢村、利根村、片品村、川場村、月夜野町、新</p>	○・○○一九	○・○○	マイナス ○・一六	○

	<p>治村及び昭和村</p> <p>長野県のうち</p> <p>長野市 中野市 更埴市 木曾郡 東筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡のうち池田町、松川村及び八坂村 更級郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡のうち山ノ内町 上水内郡のうち信州新町</p> <p>岐阜県のうち</p> <p>高山市 武儀郡のうち武儀町及び上之保村 加茂郡のうち白川町及び東白川村 恵那郡のうち坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村 益田郡 大野郡のうち丹生川村、久々野町、朝日村及び高根村</p>				
(二十七)	<p>山梨県</p> <p>長野県（(二十五)及び(二十六)に掲げる区域を除く）</p>	<p>〇・〇〇〇 五</p>	<p>六・二六</p>	<p>〇・一二</p>	<p>四〇</p>
(二十八)	<p>岐阜県（(二十四)から(二十六)までに掲げる区域を除く）</p> <p>新潟県のうち</p> <p>糸魚川市 西頸城郡のうち能生町及び青海町</p> <p>富山県</p> <p>福井県</p> <p>石川県</p>	<p>〇・〇〇三 五</p>	<p>マイナス 二・三三</p>	<p>二・七二</p>	<p>四〇</p>
(二十九)	<p>新潟県のうち</p> <p>三条市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 栃尾市 五泉市 北蒲原郡のうち安田町、笹神村、豊浦町及び黒川村 中蒲原郡のうち村松町 南蒲原郡のうち田上町、下田村</p>	<p>〇・〇一〇 〇一・二〇</p>	<p>マイナス</p>	<p>二・二八</p>	<p>四〇</p>

	及び栄町 東蒲原郡のうち三川村 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 岩船郡のうち関川村				
(三十)	新潟県（(二十二)、(二十八)及び(二十九)に掲げる区域を除く）	〇・〇〇五 二三・二二	マイナス	二・六五	二〇
(三十一)	京都府のうち 舞鶴市 宮津市 与謝郡 中郡 竹野郡 熊野郡 兵庫県のうち 豊岡市 城崎郡 出石郡 美方郡 養父郡	〇・〇〇七 六	一・五一	〇・六二	四〇
(三十二)	三重県 大阪府 奈良県 和歌山県 滋賀県（(二十五)に掲げる区域を除く） 京都府（(二十五)及び(三十一)に掲げる区域を除く） 兵庫県（(二十五)及び(三十一)に掲げる区域を除く）	〇・〇〇〇 九	〇・〇〇	〇・二一	〇
(三十三)	鳥取県 島根県 岡山県のうち 阿哲郡のうち大佐町、神郷町及び哲西町 真庭郡 苫田郡 広島県のうち 三次市 庄原市 佐伯郡のうち吉和村 山県郡 高田郡 双三郡のうち君田村、布野村、作木村及び三良坂町 比婆郡 山口県のうち	〇・〇〇三 六	〇・六九	〇・二六	四〇

	萩市 長門市 豊浦郡のうち豊 北町 美祢郡 大津郡 阿武郡				
(三十 四)	岡山県（(三十三)に掲げる区域 を除く） 広島県（(三十三)に掲げる区域 を除く） 山口県（(三十三)に掲げる区域 を除く）	〇・〇〇〇 四〇・二一	マイナス 〇・二一	〇・三三	四〇
(三十 五)	徳島県 香川県 愛媛県のうち 今治市 新居浜市 西条市 川 之江市 伊予三島市 東予市 宇摩郡 周桑郡 越智郡 上浮 穴郡のうち面河村	〇・〇〇一 一〇・四二	マイナス 一〇・四二	〇・四一	二〇
(三十 六)	高知県（(三十七)に掲げる区域 を除く）	〇・〇〇〇 四〇・六五	マイナス 四〇・六五	〇・二八	四〇
(三十 七)	愛媛県（(三十五)に掲げる区域 を除く） 高知県のうち 中村市 宿毛市 土佐清水市 吾川郡のうち吾川村、高岡郡の うち中土佐町、窪川町、檮原町、 大野見村、東津野村、葉山村及 び仁淀村 幡多郡	〇・〇〇一 四〇・六九	マイナス 四〇・六九	〇・四九	二〇
(三十 八)	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県のうち 中津市 日田市 豊後高田市 宇佐市 西国東郡のうち真玉町 及び香々地町 日田郡 下毛郡	〇・〇〇〇 六〇・〇九	マイナス 六〇・〇九	〇・二一	二〇
(三十	大分県（(三十八)に掲げる区域	〇・〇〇〇	マイナス	〇・一〇	二〇

九)	を除く) 宮崎県		三〇・〇五		
(四十)	鹿児島県	マイナス 〇・〇〇〇 一	マイナス 〇・三二	〇・四六	二〇